

## 〈海外動向紹介〉

### 金融・保険市場における動向（欧州）

#### 【イギリス・M&A】

##### ○Catlin が Wellington を買収

ロイズ・シンジケート 2003 のマネージング・エージェントを保有する Catlin Group Ltd.は、同じくロイズ・シンジケート 2020 のマネージング・エージェントを保有する Wellington Underwriting plc を買収すると発表した。買収額は 591 百万ポンド（1 株当たり 121 ペンス）の見込み。Catlin によれば、両社の合算総資本は 13 億ドル、合算総収入保険料は 24 億ドルとなり、ロイズ・シンジケートにおける最大の運営主体が誕生すること。両社のロイズでの業務には重複する部分も多く、シンジケートのバックオフィス業務に著しい合併効果があると市場関係者は述べている。

本買収発表の直前、A.M.Best は、Catlin の大規模災害の再保険引き受けを考慮して、現在「A」の Catlin の格付けをネガティブ方向で見直すと発表した。市場関係者は今回の A.M.Best の格付け見直しは合併が考慮されている可能性はないと述べているが、買収発表後も、A.M.Best は Catlin の格付け見直しを継続している。

両社の株式は共にロンドン市場に上場しているが、市場は合併にニュースを好感しており、格付け見直しで下落した Catlin の株式も下落分を取り戻して上昇している。

(Post Magazine 2006.10.26、2006.11.2、BestWeek 2006.11.6 ほか)

#### 【イギリス・保険教育】

##### ○CII オンライン試験の導入

イギリスの保険教育機関である Chartered Insurance Institute（以下「CII」）は 2007 年の 1 月 8 日より、CII における紙ベースの試験の一部をオンラインベースの試験に置き換えると発表した。

対象となる試験はイギリス国内のファイナンシャル・プランニングの検定試験のほとんどで、イギリス国内の 20 地区の最低 40 会場において受験可能となること。オンライン試験により、受験者は期間中の好きな日程で試験を受けることができ、また、試験の合否はすぐに判明すること。

CII はさらに複数の企業に対して、各社独自のオンライン試験センターを構築するよう働きかけている。企業独自の試験センターの構築で、その企業の従業員は四半期末などの繁忙期を避けて受験することが可能となり、従業員のみならず企業にもメリットが生じると CII は述べている。

(CII プレスリリース、Post Magazine 2006.11.16)

#### 【ドイツ・市場動向】

##### ○2006 年のドイツ保険市場の成長は 2.2%の見込み、2007 年は 1%程度を予想

GDV は、2006 年 11 月、2006 年の生・損保合計保険料は前年比 2.2%増の 1,614 億

ユーロに止まる見込みであると発表した。増収を引っ張るのは人保険関係（生命・年金・医療保険）であり、4%増となる一方、損害保険関係は1.4%減と見込まれている。

種目別の内訳としては、生命保険は、リースター年金導入に伴う年金契約の増加もあり、783億ユーロ、4%増になると予想されている。また、民間医療保険も285億ユーロ、4.2%増の堅調な伸びが予想されている。一方、景気の低迷と競争激化の影響を受けている損害保険は、546億ユーロ、対前年比1.4%減と予想されるが、損害率は第3四半期で前年同期比3ポイント程度改善しており、2006年のコンバインドレシオは94%と改善が見込まれている。

さらにGDVでは、2007年の見通しとして、生命保険は2%程度の増加、医療保険は3%程度の増加が見込まれるが、損害保険は高い普及率と競争による価格競争の影響から1%減となり、全体では1%程度の増加になると予想している。

(GDV プレスリリース 2006.11.16)

## 【フランス・市場動向】

### ○AXA、生命保険の死亡リスクの証券化を実施

AXAグループは、2006年11月、同グループの生命保険の死亡リスク保障を初めて証券化し、資本市場での販売を完了したと発表した。

証券化のスキームは、AXAグループが保有する生命保険の死亡リスク（mortality risk）保障額3億4,500万ユーロに相当するリスクについて、合算した死亡リスク指数の60%分をフランス、25%分を日本、15%分を米国として証券化し、資本市場にリスク移転を図るものである。同スキームはSwiss Reが開発し、AXAの特別目的会社（SPV）のOSIRIS Capital plcからリスクの異なる4種類の債券が発行されている。これらの債券は、2006年1月1日から2009年12月31日までの保障期間のうち、フランス、日本および米国のそれぞれにおいて、2004年および2005年の生命表に基づき設定された死亡指数（mortality index）が、2年連続して一定値を超えた場合をトリガーとしている。

(AXA プレスリリース 2006.11.13、Swiss Re プレスリリース 2006.11.13 ほか)

## 【EU・競争動向】

### ○欧州委員会が、ドイツ、イタリアなど5加盟国に保険関係指令違反で是正措置実施

欧州委員会は、2006年10月、損害保険第三次指令などの保険関係指令に反する国内法制を維持しているイタリア、ドイツ、フィンランド、チェコ、ハンガリーおよびポーランドに対して、EC法違反による是正措置を実施したと発表した。是正措置は、第1段階の実施を促す公式通知の発出、第2段階の理由を付した見解の送付と正式回答の徴求、第3段階のEC裁判所への提訴と制裁金賦課の3つに別れる。

イタリアについては、自動車第三者賠償責任保険事業の免許要件として、全カテゴリーの被保険者を対象に全国ベースで保険を提供すること、およびサービス提供の自

由に基づく保険事業者を含め、同保険の直近 5 年間の保険料設定の技術的基準に合致した料率表の使用義務を課すことが、損害保険第三次指令等の違反になるとし、EC 裁判所に提訴された。

ドイツについては、完全な契約情報の提供前に契約締結の効果を認めること（証券モデル：Policenmodell）、および保険証券等完全な契約情報提供後 14 日以内の異議申立権限が初回保険料払込後 1 年で消滅することを規定する保険契約法の取扱いが、損害保険第三次指令および生命保険統合指令に違反するとして、同国宛に理由を付した見解が送付された。

また、フィンランドは、すべての自動車の国外から国内への移送に係るステッカーの添付および移送保険の締結義務が加盟国の登録自動車の自動車損害賠償責任保険を EU 域内全域で有効とする自動車保険第三次指令違反になるとして、EC 裁判所に提訴され、チェコ、ハンガリーおよびポーランドについては、職域年金事業者の監督に関する指令の国内法制化が実施されていないとして、各国に公式通知が行われた。

（欧州委員会 2006.10.12 プレスリリース）

## 【EU・規制】

### ○EU の環境責任指令に規定された保険商品の開発

EU の環境責任指令（2004/35/EC）は、企業が環境に損害を与えた場合の法的、金銭的補償の説明責任を求めているが、環境を補償する保険の普及には時間がかかりそうである。

環境責任指令は、保護された種や生息地、水資源、土壌への損害を防止・修復する責任について共通の枠組みを定めた指令であり、国内法制化の期限は 2007 年 4 月である。指令では、加盟国に対して、環境汚染に対する金銭的な義務を補償する保険商品や金融商品、およびこれらの市場の開発を促進する措置を講ずることとしており、欧州委員会は、2010 年 4 月までに、このような保険商品等の費用対効果および普及状態に関して、環境汚染の実質的な改善が図られたかを報告することとなっている。この指令をうけて、欧州保険委員会（CEA）は、2004 年環境専門家、保険会社、リスク・マネジメント会社から成るワーキング・グループを発足させている。

Business Insurance では、環境汚染を補償する保険商品に関する関係者の声を紹介しているが、その開発には様々な困難があるという。例えば、指令では、汚染された地域を元の状態に回復させることを企業に義務付けているが、もはや回復できない場合は、補完的な回復（complementary remediation）を行うこととしている。環境汚染回復義務の金銭的補償を引受ける保険会社は、この補完的な回復のリスクを計量化しなければならない。しかし、ある生物が絶滅した場合、どのように回復させるのか、何をもって補完的な回復と見なすのかといった問題がある。

（Business Insurance 2006.10.23、EU ウェブサイトほか）

## 【EU・規制】

### ○ソルベンシーⅡ施行に向けて

ソルベンシーⅡ枠組み指令は2008年から施行される予定であり、その時期が迫っている。ニューヨークの会計事務所アーンスト・アンド・ヤングが、欧州の保険会社54社を対象に行った調査によると、現在の資本モデルでソルベンシーⅡを充足できると考えている会社は20%に過ぎず、50%が要件を充足するために内部モデルの大規模な改善が必要であると考えているという。また、ソルベンシーⅡでは、健全な内部経済モデルや情報システムを開発し、情報収集能力を強化し、組織管理能力をレベルアップすることが求められるが、15%は、現在の従業員のスキルでは求められるレベルに達しておらず、その能力の持つ人材を雇うことに困難を感じているという。

(National Underwriter 2006.10.30、EU ウェブサイトほか)

## 金融・保険市場における動向（米国）

### 【業績】

#### ○2006 年上半期収入保険料はわずかに増加

A.M.Best 社の集計によると、2006 年 1 月～6 月の米国における損害保険会社の収入保険料総額は、前年同期比 1.6%増の 2,196 億ドルとなった。市場全体としては穏やかな軟化傾向が続いているが、会社別に見てみると、AIG、バークシャー・ハザウェイはそれぞれ 7.5%、10.3%の増加となっている一方、ステートファーム、オールステートはそれぞれ 0.8%、1.8%の増加にとどまっており、セントポール・トラベラーズは 0.4%減になるなど、大手社の中でも成績にかなりのバラつきが出ている。

同期間における全社平均のコンバインドレシオは 92.0%となり、前年上半期の 93.8%から 1.8 ポイント改善した。税引前営業利益では今年上半期は 432 億ドルとなり、前年上半期の 378 億ドルから 14.3%の増加となっている。

(Best Week 2006.11.13、2006.10.9)

### 【規制動向】

#### ○ニューヨーク州司法長官スピッツァー氏が州知事に当選

11 月の中間選挙で民主党が勝利したが、州知事選挙においても民主党が 28 州、共和党は 22 州のポストを占める結果となった。ニューヨーク州では、司法長官として保険業界における不正行為の告発に力を注いできたスピッツァー氏が民主党系知事として立候補し、当選した（下表は同氏が在任中に告発した主な保険会社等を Business Insurance 誌がまとめたもの）。

後任の司法長官はクリントン政権において住宅都市開発局長官を務めていたアンドリュー・クオモ氏に決まったが、クオモ氏がスピッツァー氏の路線を引き継ぐのかどうかには保険業界の関心が集まっている。スピッツァー氏の側近によると、クオモ氏はこれまでの方向を維持し、大きな変化は求めないとスピッツァー氏に非公式に伝えたとされるが、一方で、「法を強制することと業界を窒息させることは別だ」とクオモ氏が語ったとする同氏側近の発言もあり、クオモ氏の今後の動向が注目されている。

2004 年：マーシュ&マクレナンを提訴（10 月）

2005 年：エーオンを提訴（3 月）、ウィリスと和解（4 月）、AIG を提訴（5 月）

2006 年：チューリッヒ・フィナンシャルと和解（3 月）、エースと和解（4 月）、

リバティ・ミューチュアルを提訴（5 月）、ハートフォードと和解（5 月）、

セントポール・トラベラーズと和解（8 月）、ユナム・プロビデントと和解（11 月）

(Business Insurance 2006.11.20、Best Week 2006.11.13)

## 【M&A】

### ○マーシュがウィリスによる買収提案を拒否

ロンドンで発行されているサンデータイムズによると、業界 3 位のブローカーであるウィリスが業界 1 位のマーシュ&マクレナンに買収をもちかけたが拒否されていたことがわかった。この報道に対しては、その真偽も含めていろいろな見方が出されている。その一つは、かつてウィリスを買収したこともあり、経営陣の付き合いも長い投資グループのコールベルグ・クラビス・ロバーツ（KKR）が買収資金をウィリスに提供すると消息筋が語ったとし、買収提案があったことを肯定するものである。また、提案が事実であるとしても、2 社の市場シェアは合計で 40%を超えることとなるため、監督当局が合併を認めないであろうとみる指摘も一部に出されている。

マーシュは、2004 年に契約手数料に関する不正行為でニューヨーク州司法当局から告発され、その後株価が低迷している。このため、このように小が大を飲み込むといった事態が市場において現実のものとして受け取られているようである。

順位	ブローカー	2005 年 仲介手数料収入 (億ドル)
1	<b>Marsh &amp; McLennan</b>	100.0
2	Aon	65.0
3	<b>Willis</b>	21.9
4	Arthur J. Gallagher	13.9
5	Wells Fargo	9.5
6	Jardine Lloyd Thompson	8.8
7	Brown & Brown	7.7
8	BB&T Insurance Services	7.5
9	Alexander Forbes	6.8
10	Hilb Rogal & Hobbs	6.5

(Business Insurance 2006.10.23、2006.7.17、The Sunday Times 2006.10.15)

## 【市場動向】

### ○新しいリスク—有毒ガス汚染

カビ、アスベストなどの環境問題リスクに続くものとして、有毒ガス (Vapor intrusion) 損害が顕在化する可能性が Business Insurance 誌によって取り上げられている。数十年前に工場などが汚損した土壌から近隣の土地に汚染物質がガスや水によって運ばれ、住民の健康被害が心配されているもので、過去に政府は問題なしとしていたが近年住民から訴訟提起されたり、環境保護庁が過去に行った被害調査が杜撰であったことが近年発覚したりするなど、保険会社は今後ロスへの影響が懸念される一方で、環境賠償保険が脚光を浴びるであろうことが指摘されている。

(Business Insurance 2006.11.6、2006.12.4)

## 金融・保険市場における動向（アジア）

### 【韓国・自動車保険】

#### ○2006年度上半期自動車損害率さらに悪化

韓国の監督機関、金融監督院によると、本年度上半期の自動車保険損害率は昨年同期より 5.7 ポイント悪化の 78.7%に達し、事業費率を加えたコンバインドレシオは 110%を超える見込みで、数年来の悪化傾向に歯止めがかからない。原因には、オンライン販売との料率競争、週 5 日制定着による休日事故増加に加え、一向に減らない医療機関あるいは修理工場も関与する水増し請求、架空請求などの保険金詐欺があげられている。損害保険各社は保険金詐欺調査要員としてベテランの警察 OB 採用を増やしている。

#### ○自動車保険オンライン加入台数増大

2006 年 9 月末のオンライン<sup>(注)</sup>での自動車保険加入台数が 201 万台を超え、全自動車保険台数に占める割合が 13%となった。オンライン自動車保険の割合は 2002 年 2.3%、2003 年 4.5%、2004 年 7.2%、2005 年 10.3%と着実に上昇している。当初は 30 才代までの加入者が過半を占めていたが、最近では 40～50 才代の加入者割合が増加している。

(注) インターネットのほか電話等によるダイレクト販売も含む

#### ○長期無事故割引契約を敬遠する保険会社

大手損害保険会社は無事故割引率が高く保険料単価が低い自動車保険契約の引き受けを意図的に制限している。1 件 40 万ウォン（約 5 万円）以下の契約が全自動車保険契約件数に占める割合は、最大手サムスン火災では 2002 年の 41.4%が 2005 年には 35.5%、現代海上 2002 年 40.5%が 2005 年 35.8%、東部火災は 43.1%が 36.2%に、LIG 損保も 43.2%が 35.8%といずれも減少している。少ない保険料でも事故があれば支払う保険金は同じであり損害率上昇要素のひとつになる、という理由とのこと。

(保険日報ウェブサイト、韓国経済新聞ウェブサイト他)

### 【中国・外資系保険会社】

#### ○WTO 加盟以降の外資系保険市場占有率の伸び

保険監督機関である中国保険監督管理委員会によると、現在中国には、世界 15 カ国・地域の 47 保険機関が 121 カ所の営業拠点を設立し、135 機関が約 200 カ所の代表事務所を設置している。2001 年 12 月の WTO 加盟以降の 5 年間で外資系保険機関の保険料収入は 10 倍に増加し、2005 年末の中国保険市場での占有率は WTO 加盟前の 1.58%から 5.34 ポイント増加し 6.92%になっている。特に対外開放が早かった地域での占有率は高く、北京は 19.43%、上海 17.37%、深セン 10.14%、広東 8.86%となっている。

(中国保険監督管理委員会ウェブサイト)

## 【インド・料率制度】

### ○損害保険のタリフ制度の廃止

これまでインドでは、海上保険等を除いた約70%の損害保険が、保険規制監督機関であるIRDA (Insurance Regulation and Development Authority) の定めるタリフに従って引受けられていたが、2007年1月1日より、損害保険料率のタリフ制度が廃止される。

これにより、自動車、火災、エンジニアリング等の種目について、強制保険である自動車保険の対人・対物賠償部分を除きタリフ料率の遵守義務はなくなるが、損害保険会社はガイドラインに従い、引受方針や収支見込等をIRDAに届出する必要がある。また、料率以外の約款や引受条件に関しては、一定期間は既存のものを継続的に使用し、別途IRDAから指示があるまで変更は禁止される。

### ○自動車保険プールの新設

インドの自動車保険の対人・対物賠償については、業務用自動車の損害率が高く、損害保険会社は業務用自動車の保険引受を抑制する傾向にある。2007年1月1日からのタリフ制度廃止に伴い、損害保険会社が業務用自動車保険料率の大幅な引上げを行い、運送事業者等の保険カバー確保が更に困難になると懸念されていた。

これを受け、IRDAは強制保険である自動車保険の対人・対物賠償の再保険プールを設立すると発表した。すべての損害保険会社は強制的にこのプールに参加しなければならず、また引受けを拒否することも禁止される。プールの運営は国営再保険会社であるGeneral Insurance Corporation of Indiaが行う。

(Asia Insurance Review、IRDA ウェブサイト)

## 【ベトナム・市場動向】

### ○保険市場の伸び率は29%

ベトナムの財務省 (Ministry of Finance) によると、2006年の保険市場の伸び率は2005年の21%を8ポイント上回る29%に達している。また保険料の総額はGDPの2%を超えており、また2001年の保険料の総額の2倍となっている。

近年の合理化やリストラにより、国内保険会社の競争力や財務状況は徐々に改善してきており、保険商品の数も損害保険と生命保険を合わせて800に上るが、一方でサービスの質や体制は市場の要求に応えられるレベルには未だ達していないとしている。

2006年に世界貿易機構 (WTO) のメンバーとなり、今後は外国保険会社との競争が激しくなることが予想されるが、財務省は保険市場が健全に機能するよう、法制度の整備を更に進めていくとしている。

(Asia Insurance Review 他)